

令和6年度ウポボイ・アイヌ関連施設誘客促進事業委託業務 公募型プロポーザル質疑事項

	質疑事項	回答事項
1	<p>○情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンサー自身のSNS以外にも何かのメディアを活用するという理解でいいか。 ・その場合、インターネットを含む、そのほかのメディア、SNSメディアも含まれるという理解でいいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、インフルエンサー自身のSNS以外のメディア活用も必須で企画提案をお願いします。 ・情報発信対象国において効果的なPR方法であれば、インターネットを含むそのほかのメディア、SNSメディアも含まれるという理解で差し支えありません。
2	<p>○ファムトリップのツアー行程について</p> <p>企画提案説明書3(1)ア(ア)～(ウ)のそれぞれのツアーの起点はどこからか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)及び(ウ)は札幌を想定しており、(イ)はご提案内容によりご検討ください。
3	<p>○委託業務に要する見積価格について</p> <p>「企画提案書」の「委託業務に要する見積価格」について、経費内訳の科目で認められない費用には、どのようなものがあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案説明書に記載してある業務を実施することに必要な経費のみが見積対象となります。
4	<p>○海外インフルエンサー等の選定について</p> <p>訪日外国人来道者数上位10位内の国について、どのデータをもとに判断すればいいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道観光局観光振興課のデータをご参照いただけます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikominosui.html
5	<p>○海外インフルエンサー等の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「訪日外国人来道者数上位10位内の国から3カ国以上、各国1人以上」は、A国1人、B国1人、C国1人など、インフルエンサーは3人以上という理解か。 ・インフルエンサー1名に対して、情報発信対象国は1カ国が必須要件か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、3カ国以上から3人以上という理解で差し支えありません。 ・インフルエンサー1名に対して、情報発信対象国が2カ国以上になることは何ら差し支えありません。
6	<p>○モデルコース・ガイドマップの作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファムトリップの実施時期とモデルコース・ガイドマップの情報発信時期が異なる場合、使用する写真について季節感のずれが生じる可能性があるが、問題ないか。 ・ガイドマップの作成に際し、後日、ファムトリップとは別途で屋外の素材を撮影する提案を行う場合の費用は事業費に計上可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的である外国人の来道意欲促進に資するように、ファムトリップの実施、モデルコース・ガイドマップの情報発信それぞれの時期、手法、内容についてご検討・ご提案いただければと思います。 ・ガイドマップの作成に関する費用であれば、事業費に計上いただくことは差し支えありません。
7	<p>○企画提案書作成上の留意事項について</p> <p>・企画提案説明書11(2)提出部数に、「8部(法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。)」とあるが、表紙に加えて、事業者概要や業務執行体制等も外して提出するということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書について、提出部数8部の内、法人名等の記載は1部のみ、残り7部については、公正な審査実施のために、表紙及び文中全てに法人名等を記載しないものとしています。事業者概要や業務執行体制等について、社名や個人名等は伏せて頂く必要がありますが、提出いただく企画提案書の内容(項目)は変わりません。